

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

A市区町村の保管する国民年金保険料検認簿には、申立期間の保険料の納付を示す印があるが、社会保険庁（当時）の記録では、未納となっている。

部落の世話人であるB氏が自宅に集金に来た際に、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたため、申立期間も納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間直前まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A市区町村が保管する申立人に係る「国民年金保険料検認簿」において、検認記録欄には、申立期間に係る保険料の納付を示す「納」の押印が確認できるものの、備考欄には、「S50 1.2.3 未納」の記載もあり、申立人の国民年金手帳記号番号及び性別についての記載も誤っていることや、A市区町村が保管する「昭和49年度国民年金被保険者及び保険料納付整理台帳」における申立人の国民年金手帳記号番号についての記載誤りなど、A市区町村の保管する国民年金関係書類には、複数の不適切な事務処理が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、両申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年12月1日まで
② 昭和28年3月7日から31年1月1日まで

両申立期間のA事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録について、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の支給申請手続きを行っておらず、脱退手当金をもらった記憶も無い。両申立期間について脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の記録が確認できる女性122人のうち、脱退手当金の支給が確認できる者は21人である上、事業主が手続を行ってくれたと証言している二人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日から3か月以内に支給されているところ、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る被保険者の資格を喪失した日から11か月後の昭和31年11月28日に支給された記録となっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A事業所に係る申立人の厚生年金保険の被保険者期間(79月)のうち、昭和22年10月3日から24年11月5日までの期間(25月)について、脱退手当金の未請求期間が確認できることから、申立人がA事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の一部について、同一事業所に勤務していた期間であるにもかかわらず当該

期間を失念するとは考え難い。

さらに、A事業所に係る申立人の厚生年金保険の被保険者期間（79月）の記録が管理されている厚生年金保険被保険者台帳に両申立期間に係る脱退手当金の支給記録は登載されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年2月及び同年3月については19万円、同年4月から同年6月までの期間については22万円、同年7月及び同年8月については20万円、同年9月、同年12月及び3年2月については22万円、同年3月については26万円、同年11月及び同年12月については22万円、4年3月から同年5月までの期間については24万円、同年6月及び同年9月については22万円、同年10月、同年12月及び5年1月については24万円、同年3月及び同年4月については26万円、同年6月及び同年7月並びに同年10月及び同年11月については24万円、同年12月、6年3月及び同年4月については26万円、同年5月及び同年6月、同年11月及び同年12月、7年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月、同年10月から8年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、10年4月から同年6月までの期間については24万円、同年7月、同年9月及び同年10月については28万円、同年11月については24万円、同年12月については28万円、11年2月については26万円、同年3月から同年5月までの期間については28万円、同年6月については26万円、同年7月については28万円、同年8月については26万円、同年9月から同年12月までの期間については28万円、12年1月については24万円、同年2月から同年12月までの期間については28万円、13年1月については26万円、同年2月から同年6月までの期間については28万円、同年7月については26万円、同年8月及び同年9月については28万円、同年10月については26万円、同年11月から14年8月までの期間については28万円、同年9月については24万円、同年10月から同年12月までの期間については28万円、15年1月については24万円、同年2月及び同年3月については26万円、同年4月については32万円、同年5月については34万円、同年6月及び同年7月については30万円、同年8月については26万円、同年9月については24万円、同年10月については30万円、同年11月については28万円、同年12月については26万円、16年1月及び同年2月並びに同年4月については28万円、同年5月については26万円、同年6月については28万円、同年7月については24万円、同年8月については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記期間に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から16年8月まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について、社会保険庁（当時）が記録している標準報酬月額記録が、同社の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成2年2月から同年6月までの期間、同年8月及び同年9月、同年12月、3年2月及び同年3月、同年11月及び同年12月、4年3月から同年6月までの期間、同年9月及び同年10月、同年12月及び5年1月、同年3月及び同年4月、同年6月及び同年7月、同年10月から同年12月までの期間、6年3月から同年6月までの期間、同年11月及び同年12月、7年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月、同年10月から8年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、10年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、11年2月から15年2月までの期間、同年4月から16年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の当該期間に係るA事業所の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、2年2月及び同年3月については19万円、同年4月から同年6月までの期間については22万円、同年8月については20万円、同年9月、同年12月及び3年2月については22万円、同年3月については26万円、同年11月及び同年12月については22万円、4年3月から同年5月までの期間については24

万円、同年6月及び同年9月については22万円、同年10月、同年12月及び5年1月については24万円、同年3月及び同年4月については26万円、同年6月及び同年7月並びに同年10月及び同年11月については24万円、同年12月、6年3月及び同年4月については26万円、同年5月及び同年6月、同年11月及び同年12月、7年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月、同年10月から8年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、10年4月から同年6月までの期間については24万円、同年7月、同年9月及び同年10月については28万円、同年11月については24万円、同年12月については28万円、11年2月については26万円、同年3月から同年5月までの期間については28万円、同年6月については26万円、同年7月については28万円、同年8月については26万円、同年9月から同年12月までの期間については28万円、12年1月については24万円、同年2月から同年12月までの期間については28万円、13年1月については26万円、同年2月から同年6月までの期間については28万円、同年7月については26万円、同年8月及び同年9月については28万円、同年10月については26万円、同年11月から14年8月までの期間については28万円、同年9月については24万円、同年10月から同年12月までの期間については28万円、15年1月については24万円、同年2月については26万円、同年4月については32万円、同年5月については34万円、同年6月及び同年7月については30万円、同年8月については26万円、同年9月については24万円、同年10月については30万円、同年11月については28万円、同年12月については26万円、16年1月及び同年2月並びに同年4月については28万円、同年5月については26万円、同年6月については28万円、同年7月については24万円、同年8月については26万円とすることが妥当である。

また、平成2年7月及び15年3月の標準報酬月額については、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持していないが、前述の2年8月及び15年2月の給料支払明細書から判断すると、2年7月については20万円、15年3月については26万円とすることが妥当である。

なお、上記期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことなどから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成2年10月及び同年11月、3年1月、同年4月、同年10月、4年1月及び同年2月、同年7月及び同年8月、同年11月、5年2月、同年5月、同年8月及び同年9月、6年1月及び同年2月、同年7月から同年10月までの期間、7年1月及び同年2月、同年6月、同年9月、8年5月、同年9月から10年3月までの期間、同年8月、11年1月並びに16年3月については、申立人の所持する当該期間に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成3年5月から同年9月までの期間については、申立人は、「当時、怪我の手術と治療のため、勤務しておらず無給であった。給与が支給されていなかったため、厚生年金保険料の控除はなかったが、厚生年金保険料を別途会社に持参していた。」と主張しているものの、当該期間に係る給料支払明細書、申立人が事業主へ支払ったとする厚生年金保険料額等が確認できる領収書等は所持していない上、申立事業所は、「当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないため、詳細は不明であるが、従業員に別途厚生年金保険料を会社に持参させることはしていなかったと思う。」と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等が確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、上記期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月19日から同年8月1日まで
② 昭和60年12月12日から61年1月4日まで

申立期間①については、A事業所C支店に勤務していたとき、同事業所D支店の開設準備委員として帳簿整備等の業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②については、B事業所からE事業所に出向し、同事業所の取締役として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B事業所が保管する申立人の人事記録、同事業所の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間①の前後を通じて同事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所名簿において、A事業所D支店が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和26年8月1日であることが確認できるところ、A事業所本店及び同事業所D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期にD支店の開設準備委員として本店からD支店に配属されていたとする複数の同僚について、同日付けで、本店に係る厚生年金保険被保険者の資格を

喪失していることが確認できるとともに、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、B事業所が保管する申立人の人事記録及び同行の回答から判断すると、申立人がB事業所からE事業所に出向し、勤務していたことは推認できる。

しかし、前記の人事記録において、申立人は、昭和60年12月＊日付けで定年退職していることが確認できるところ、B事業所から提出された「昭和60年度賃金台帳兼源泉徴収簿」によると、60年12月にB事業所から申立人に支払われた給与から、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで
私の国民年金保険料については、定期的に集金に来ていた納税組合を通じて、義母が、私と義母の保険料を納付してくれていた。
家計の管理は義母に任せていたため、私自身は保険料納付に関与していないが、申立期間だけ納付していないとは考え難いため、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和60年4月20日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、61年4月1日に国民年金第3号被保険者として再度資格を取得するまでの期間において、申立人の国民年金加入手続が行われた形跡はなく、申立期間は、国民年金未加入期間として取り扱われていたことが推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格については、前述の被保険者名簿の備考欄に、昭和60年4月19日に申立人がA市区町村担当窓口において、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行うとともに、同資格の喪失を申し出た旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

加えて、オンライン記録において、申立人がともに保険料を納付していたとする申立人の義母は、昭和60年*月*日に60歳到達により国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人の義母が申立期

間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案540

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年11月まで
申立期間当時、国民年金保険料の納付方法は、常会の役員が個々の家庭から国民年金保険料を集金して役場に持って行く方法であった。義父母と私たち夫婦の国民年金保険料を義父が納付していた。家族4人が納付していたにもかかわらず、私の国民年金の記録だけが未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月16日以降に払い出されたものと推認でき、この時点では、48年9月以前の期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、特例納付及び過年度納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする義父は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月から29年8月まで
② 昭和31年8月から32年3月まで
③ 昭和32年9月から33年2月まで

私は、申立期間①においてA事業所の本部で製造業務に携わり、申立期間②においてはB事業所で、申立期間③においてはC事業所で製造業務に携わっていた。

しかし、A事業所及びB事業所については、勤務期間のすべてについて厚生年金保険の被保険者記録が無く、C事業所については、昭和32年4月から33年2月までの期間において勤務していたが、退社前の申立期間③についての被保険者記録が無い。

すべての申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の当時の業務内容等に係る具体的な供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所本部に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿において、申立人が勤務していたとするA事業所本部は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が確認できない。

また、前述の事業所名簿において、申立事業所の出先機関であるA事業所D支所及び同事業所E支所について、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、両支所に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格を取得しているすべての者の中に、申立人の氏名等は確認できない上、申立人自身、両支所での勤務は無かったと供述している。

さらに、申立事業所について法人登記簿の記録は確認できず、オンライン記録において、A事業所D支所は昭和28年11月1日に、同事業所E支所は30年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、同僚等の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述が得られない。

- 2 申立期間②については、事業主への照会結果等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②を含む昭和29年4月から32年4月までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、所在が確認できた7人に照会したところ、6人から回答を得られたが、申立人のことを記憶している者はいない上、複数の同僚は、「当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所には当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②を含む昭和31年3月から32年5月までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③については、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③を含む昭和32年4月から33年3月までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、所在が確認できた11人に当時の状況を確認したところ、6人から回答を得られ、そのうち一人から申立人が申立事業所で勤務していた旨の供述は得られたが、申立人の退社時期について記憶している者はおらず、申立期間③における申立人の勤務実態等を確認できる供述が得られない。

また、登記事項証明書によれば、申立事業所は昭和59年12月3日に会社解散登記がなされており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務期間、申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料等は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による

と、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和32年9月3日から33年5月までの期間における被保険者記録に、申立人の氏名は無い。

4 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月23日から同年9月2日まで
② 昭和23年9月6日から同年10月1日まで
③ 昭和24年3月17日から同年4月1日まで

申立期間①についてはA事業所（現在は、B事業所）C支店所有のD丸、申立期間②については同事業所C支店所有のE丸、申立期間③については同事業所C支店所有のF丸に乗り込み、G業務に従事した。すべての申立期間について、船員手帳に雇入れの記録があるのに船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、すべての申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳の記載内容から、申立人がすべての申立期間において、A事業所C支店所有のD丸、E丸及びF丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、B事業所は、「当時の給与関係等の書類は既に処分しており、申立人の勤務状況及び船員保険料の控除について、詳細は不明である。」と回答していることから、申立人のA事業所C支店における勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚は、A事業所C支店に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①及び②の期間については船員保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間③の期間については船員保険の被保険者記録が確認できるものの、「申立人とはA事業所C支店が所有する船と一緒に業務に従事したが、船の具体的な番号、乗り込んだ時期及び期間については覚えておらず、当時の船員保険の加入状況等も分からない。」と供述し

ているなど、すべての申立期間について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

さらに、A事業所C支店に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた9人に照会し、全員から回答を得たものの、すべての申立期間において、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、A事業所C支店に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、すべての申立期間を含む昭和23年1月1日から24年4月1日までの期間において船員保険被保険者の資格を取得している者の中で、申立人の氏名が確認できるのは、23年10月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、24年3月12日に同資格を喪失している記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等はなく、船員保険番号に欠番も無い。

また、国土交通省海事局は、「平成17年1月4日以降は、船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、すべての申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、船員手帳の雇入れの記録をもって船員保険の加入を推認することはできない。

このほか、申立人が、すべての申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、すべての申立期間について、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月10日から36年6月1日まで
昭和29年8月から36年9月までの期間において、A事業所で正社員として勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間についても、勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述などから判断すると、申立人が、時期の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が作成し保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年9月10日に同資格を喪失した後、36年6月1日に同資格を再度取得しており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所は、「当時の人事記録等の関連資料は保管しておらず、当時の事情を知る者も在職していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和29年10月1日から36年7月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者のうち、所在の確認できた18人に照会したところ、13人から回答が得られたところ、当該13人のうち総務事務を担当していたとする者は、「申立人は、いったん会社を退職し、再度雇用された。当時、日雇健康保険に加入していた従業員は多くおり、申立人も再度雇用された際、日雇健康保険に加入していたと思う。申立人はその後、厚生年金保険に加

入したと思う。日雇健康保険に加入し、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ないと思う。」と供述しているほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和29年10月1日から36年5月31日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。